

## 15 京都らしい町並み景観の保全・再生に向けた屋内広告物に係る法規制の整備，京町家や細街路に係る制度創設 (国土交通省)

京都市は、永い歳月の中で、豊かな自然，世界遺産を含む数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し，地域ごとに特色のある多様な景観が創り出されてきました。

ところが，近年，京都の優れた景観を阻害する違反屋外広告物の是正指導に取り組む中，屋外広告物法で規定されていない，屋内から屋外の公衆に表示された広告物が増加傾向にあり，今後は許可制度の導入などの規制のあり方の検討が必要です。

また，京都の景観の基盤を構成する京町家等の伝統的建造物については，平成25年度の税制改正大綱における相続税の基礎控除引下げを含めた措置に伴い課税対象者が拡大し，納税のために売却されるなど京町家等の消失に拍車がかかる恐れがあります。さらに，建築基準法施行前に建築された京町家等の増築等の際には，現行法に適合することが求められ，伝統的な意匠を保つことが困難です。また，京都の風情ある細街路については，画一的な規定のため，状況や特性に応じた規制・誘導が困難となり，歴史的な町並み景観を保全するうえで課題があります。

こうした中で，本市では木造建築物の保存及び活用に関する条例の制定や，細街路対策の指針を策定するなど，町並み景観の保全・再生に向けた取組を推進しています。

これらの取組を着実に推進し，京都が誇る風情豊かな歴史的な町並みを保全するため，国の新たな支援が必要であると考えており，次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 屋内から屋外の公衆に向けた表示を規制するための，屋外広告物法の法改正及び，ガイドラインの策定
- 2 適切な管理を条件とした京町家等に対する相続税の納税猶予等の税制上の支援措置
- 3 伝統的建築物について，安全性確保及び保全・再生を可能とする制度等の整備
- 4 密集市街地等の沿道建築物について，地域の特性や実態に応じて規制・誘導ができる制度の創設

所管の省庁課：国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室，住宅局建築指導課，市街地建築課）

京都市の担当課：都市計画局 屋外広告物適正化推進室 広告物企画課長 志渡澤祥宏 TEL 075-708-7690  
都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397  
都市計画局 建築指導部 建築指導課長 溝上省二 TEL 075-222-3620

## 屋内広告物に係る法規制の整備

- 京都市では、屋上屋外広告物の全面禁止をはじめ、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定し屋外広告物に関する規制を実施

市内の屋外広告物は約 40,000 箇所  
うち約 28,000 箇所が条例の基準に違反



平成 26 年 8 月の違反ゼロ状態に向け強  
力に指導



- 一方で、屋外広告物への規制強化に伴い、屋内広告物の掲示により同様の効果を得ようとする傾向が見られるため、新たな規制が必要

屋内広告物については、屋外広告物法による規制根拠はなく、現在、条例による独自の規制（届出制）にとどまっている

屋内広告物についても、景観に与える影響は屋外広告物と同等

**屋内広告物に対しても、屋外広告物同様にきめ細かな基準による規制や、行政代執行を背景とした指導ができるよう、法律による規制根拠が必要！**

条例に基づく届出済の屋内広告物



屋内広告物を規制するため、屋外広告物法の改正及びガイドラインの策定が必要！

## 伝統的建築物の安全性確保及び保全・再生を可能とする制度等の整備

- 細街路や京町家は京都の歴史的な景観の重要な要素
- 京都市では、条例により、京町家等の伝統的な木造建築物の安全性を確保しながら保存・活用するための仕組みを整備  
現在、条例の対象に鉄筋コンクリート造やレンガ造の近代建築物を加えるための条例改正を予定
- 本市が進める伝統的な建築物の保全・再生に向けた取組を一層進めていくためには、国の新たな支援が必要
- また、京町家を保全していく上では、維持修繕費や相続税の負担が大きな課題

全国初の  
取組！



※保存建築物  
(龍谷大学深草町家キャンパス)

- >京町家を保全・再生していくためには、
  - ・建築基準法上の既存不適格建築物であっても、防火設備の設置等により**安全性の確保ができている場合には増築等を可能とする制度**の創設
  - ・適切な管理を条件とした京町家等に対する**相続税の納税猶予** などが必要！
- >京都の風情ある細街路を守るためには、
  - ・自治体が細街路の状況や特性に応じて規制・誘導ができる**制度の創設**が必要！